

電子的診療情報連携体制整備加算の算定について

電子的診療情報連携体制整備加算とは・・・

- ・オンライン資格確認やマイナ保険証などを通じて電子的に診療情報をやりとり・活用する体制が整っている医療機関を評価するための診療報酬上の加算
- ・厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保健医療機関を受診した患者に対して初診を行った際に算定できる加算

当院では、令和8年6月の診療報酬改定に伴う、電子的診療連携体制整備加算について、以下の通り対応を行っています。

- ・オンライン請求を行っています。
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等については、医師等が診察室等で活用して診療を実施しています。
- ・マイナ保険証の利用率について十分な実績を有しています。
(利用率30%以上)
- ・マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- ・調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制を有しています。
- ・算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者に無料で交付しています。
- ・マイナポータルの医療情報等に基づき、患者からの健康管理に関わる相談に応じます。